

件名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県児童相談所設置条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課、障害福祉課
根拠法令等	

【改正の概要】

福祉に関する相談窓口を一元化し、各種相談への対応の強化を図るため、公の施設の統合及び名称の変更並びに行政機関の名称の変更をする。

- ・愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例 …公の施設の統合及び名称の変更
- ・愛媛県児童相談所設置条例 …行政機関の名称の変更

改正前		改正後	
愛媛県身体障害者更生相談所	➔	愛媛県福祉総合支援センター	} 公の施設 } 行政機関
愛媛県婦人相談所			
愛媛県知的障害者更生相談所			
愛媛県中央児童相談所		愛媛県東予子ども・女性支援センター	
愛媛県東予児童相談所		愛媛県南予子ども・女性支援センター	
愛媛県南予児童相談所			

※ 施設の位置及び場所については変更なし。

施行日	平成27年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】

1 地方自治法

第156条 普通地方公共団体の長は、前条第1項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 行政機関と公の施設

行政機関とは、それぞれの所掌事務を有し、その機関の名と責任において、住民に対し強制的権能を発動する機関をいうとされているのに対し、公の施設は住民に対するサービスの提供というところからその主体性があると考えられており、各般の問題についての相談や指導等を行う婦人相談所等は、行政機関とは解されていない。